



2026年8月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ロ グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 中 村 謙 一
(コード：8876 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 C I O 門 田 康
(T E L 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月31日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 40,200 株
(3) 処分価額	1株につき2,000円(1,999.5円のため切り上げ) ただし、本日時点における株価変動等諸般の状況を考慮の上で本自己株式処分にかかる最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年8月14日（以下、「条件決定日」という。）の直前取引日における当社普通株式の終値（以下、「東証終値」という。）が上記の金額を上回る場合には、条件決定日の直前取引日の東証終値とし、小数点第一位を切り上げた価額といたします。※
(4) 処分総額	80,400,000円
(5) 割当予定先	当社子会社従業員 9名 40,200株

※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を特定の者に割り当てる方法により処分して行う場合、通常、処分決議日に全ての条件を決定します。しかし、本自己株式処分においては、当社は本日、自己株式の取得（詳細は当社の2026年8月6日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。）を公表しております。当該自己株式の取得公表に対する市場の受け止め方いかんによっては、本日（処分決議日）以降の当社の株価に影響があり得ます。当社としましては、既存株主の利益にも配慮した公正な処分条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価上昇を反映せずに本自己株式の処分条件を決定することは、当該処分条件と本自己株式の処分時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害する恐れがあることから、株価の上昇を反映した上で本自己株式の処分条件を決定することがより適切であると考えております。そこで、本日（処分決議日）からこれらの公表を受けた株価への反映のため一定期間を経過した日を条件決定日として設定しております。なお、本自己株式の処分価額は、本日（処分決議日）の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本自

己株式の処分価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。また、処分総額は、処分する株式の総数に処分価額を乗じ算出を行っており、現時点の見込額を記載しております。実際の処分総額につきましては、条件決定日（2026年8月14日）に処分価額が決まることにより確定いたします。

2. 処分の目的及び理由

2025年5月8日付「譲渡制限付株式報酬制度の実施に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを、2025年5月8日の取締役会で決議しております。

その上で、当社及び当社子会社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、当社子会社の従業員（以下、総称して「割当対象者」という。）9名に対し、金銭報酬債権（以下、「本金銭報酬債権」という。）を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当対象者が当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 40,200 株を処分することを決議いたしました。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 10 年間（以下、「スキームA」という。）または割当対象者が当社または当社子会社から退任若しくは退職するまで（以下、「スキームB」という。）としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社は割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<スキームA>

（1）譲渡制限期間

スキームAの割当対象者（以下、「対象従業員等A」という。）は、2026年8月31日（以下、「本払込期日」という。）から2036年8月30日までの間（以下、「対象従業員等A譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下、「対象従業員等A向け本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員等Aが対象従業員等A譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社（以下、当社及び当社子会社を「当社グループ」と総称します。）の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象従業員等Aが保有する対象従業員等A向け本割当株式の全部について、対象従業員等A譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象従業員等Aが、対象従業員等A譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職または死亡により退任若しくは退職した場合、対象従業員等Aが保有する対象従業員等A向け本割当株式のうち本払込期日を含む月の翌月から当該退任若しくは退職した日を含む月までの月数を120で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、対象従業員等A向け本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該退任若しくは退職が発生した時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

（3）無償取得事由

対象従業員等Aが、対象従業員等A譲渡制限期間中に、正当な理由によらず当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合には、当社は当該対象従業員等Aが保有する対象従業員等A向け本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員等A向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象従業員等Ａ譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 120 で除した数（ただし、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象従業員等Ａが保有する対象従業員等Ａ向け本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員等Ａ向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

<スキームＢ>

（１）譲渡制限期間

スキームＢの割当対象者（以下、「対象従業員等Ｂ」という。）は、本払込期日から、当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれの地位からも退任若しくは退職する日または本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「対象従業員等Ｂ譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下、「対象従業員等Ｂ向け本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員等Ｂが本払込期日から 2036 年 8 月 30 日までの期間、継続して当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、対象従業員等Ｂ向け本割当株式の全部について、対象従業員等Ｂ譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。また、対象従業員等Ｂが 2036 年 8 月 30 日以前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合または死亡により退任若しくは退職した場合、対象従業員等Ｂが保有する対象従業員等Ｂ向け本割当株式のうち、本払込期日を含む月の翌月から当該退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 120 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、対象従業員等Ｂ向け本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該退任若しくは退職が発生した時点の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除するものといたします。

（３）無償取得事由

上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員等Ｂ向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象従業員等Ｂ譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を 120 で除した数に、組織再編等承認日において対象従業員等Ｂが保有する対象従業員等Ｂ向け本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員等Ｂ向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

４．株式の管理

割当対象者は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録す

る専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するもの
といたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、「1. 処分の概要 ※本自己株式の処分価額の決定方法（処分決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨）」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、取締役会の直前取引日（2026 年 8 月 5 日）の東証終値である 2,000 円と条件決定日の直前取引日（2026 年 8 月 13 日）の東証終値を比較し、高い方の終値の小数点第一位を切り上げた価額としております。かかる本自己株式の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、割当対象者にとって合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上